

# 玉川上水緑道マネジメントプラン

---

玉川上水緑道の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	67-3
I 玉川上水緑道の基礎的事項	67-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 玉川上水緑道の開園概要	67-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 玉川上水緑道の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	67-8
2 取組方針	67-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	67-20
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
玉川上水緑道の現況写真	
<資料編>	67-26
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 玉川上水緑道に関する資料	



## はじめに

---

「玉川上水緑道マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 玉川上水緑道の基礎的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

都立玉川上水緑道は、2つの都市計画緑地と1つの都市計画公園の一部を合わせて1つの都市公園として開園している。なお、都市計画決定されていない区域も都市公園として開園している。

#### ①玉川上水緑地（東京）

- ・名称 東京都市計画緑地第6号玉川上水緑地
- ・位置 杉並区下高井戸二・三・四・五丁目、久我山一・二・三丁目、和泉二丁目、高井戸西一丁目、上高井戸二・三丁目及び永福一丁目各地内
- ・面積 17.4ha
- ・種別 緑地
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
(最終) 平成26年3月7日 東京都告示第269号

#### ②玉川上水緑地（三鷹）

- ・名称 三鷹都市計画緑地第3号玉川上水緑地
- ・位置 三鷹市井の頭一・二・五丁目及び牟礼一・二・三・四丁目各地内
- ・面積 9.5ha
- ・種別 緑地
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
(最終) 平成5年4月6日 東京都告示第463号

#### ③井の頭公園

- ・名称 東京都市計画公園第73号井の頭公園
- ・位置 三鷹市井の頭地内  
武蔵野市御殿山一丁目及び吉祥寺南町一丁目各地内
- ・面積 40.13ha
- ・種別 特殊公園（風致以外）
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

## (2) 玉川上水緑道の基本的な性格・役割

玉川上水は、承応3年（1654年）四代将軍家綱のころ、多摩川の水を引いて江戸の上水とするためにつくられた導水路で、取水口である多摩川の羽村から四谷大木戸までの延長約43kmにおよぶ。

現在では水路の法面には樹木が自生し、既成市街地に残された帯状の貴重な緑地となっているほか、開渠区間（羽村取水堰から杉並区浅間橋まで）の約30kmについては、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する土木施設・遺構として、平成15年8月に国の史跡に指定されている。

また、上水の中西部の一部区間（立川市から小平市まで）は昭和36年に風致地区として都市計画決定されているほか、開渠部分については東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく「玉川上水歴史環境保全地域」として指定されており、歴史・文化的にも自然保護の観点からも貴重な位置づけを持っている。

そのうちの三鷹市牟礼橋から福生市の平和橋間の一部23.8kmと、杉並区内の放射5号線と重複する区間の一部が開園し、多摩地域から区部に至る、貴重な水と緑のネットワークの構成要素となっている。

## 2 過去の取組の成果等

当初「玉川上水緑道マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

### ○水と緑の骨格軸の形成

道路事業において用地取得が進められるとともに、その用地を活用した緑道の整備が開始された。また、注目種や希少種の把握と、その保全に配慮した計画的な植栽管理により、長大な管理区域の管理が適切に実施されることにより、利用者満足度は高い水準を維持した。

### ○その他

地元市、関係局等との連携による沿川住民からの要望等の聴取、地元自治体と協働した清掃活動など、都民とのパートナーシップによる公園運営が行われた。

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

#### (2) 関連する行政計画等

- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 武蔵野市「都市計画マスタープラン」（H23 年. 4）
- ・ 武蔵野市「緑の基本計画」（H20 年. 4）
- ・ 三鷹市「緑と水の基本計画」（H24 年. 3）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）

## Ⅱ 玉川上水緑道の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立玉川上水緑道（たまがわじょうすいりょくどう）  
開園日 昭和 56 年 6 月 1 日  
開園面積 131,340.79 m<sup>2</sup>（平成 26 年 10 月 1 日現在）  
公園種別 緑地  
所在地 福生市、昭島市、立川市、小平市、三鷹市、武蔵野市、杉並区  
アクセス JR 中央線「三鷹」、西武国分寺線「鷹の台」、西武拝島線・多磨モノレール「玉川上水」、JR 青梅線・西武拝島線「拝島」  
京王井の頭線「久我山」「富士見ヶ丘」

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

緑道として散策などの利用を中心に、生活道路としての利用やサイクリングなど様々な利用がなされている。

#### (2) 利用者動向（推計値）

25 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	212,315	132,712	132,712	166,946	65,702	138,578
1,638,264	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	122,341	173,584	96,909	142,592	104,357	149,516

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

該当なし。

#### (4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「むさしの元気ウォーキング」などが行われた。

## Ⅲ 玉川上水緑道の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園面積

#### ■目標2：自然とふれあえる場となる都立公園

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていく。

◎主な取組確認項目：自然体験等の取組

#### ■目標3：独自の魅力づくりに取り組む都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、公園の貴重な資源の価値を積極的に掘り起こし、印象に残る風景等を創出していく。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組



## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・快適に通行ができる緑道のあるゾーン（全線）  
歩行者が安全で快適に通行できるよう対応していく。また、近隣の公園等と連携した利用に対応していく。

#### Q：外縁部ゾーン

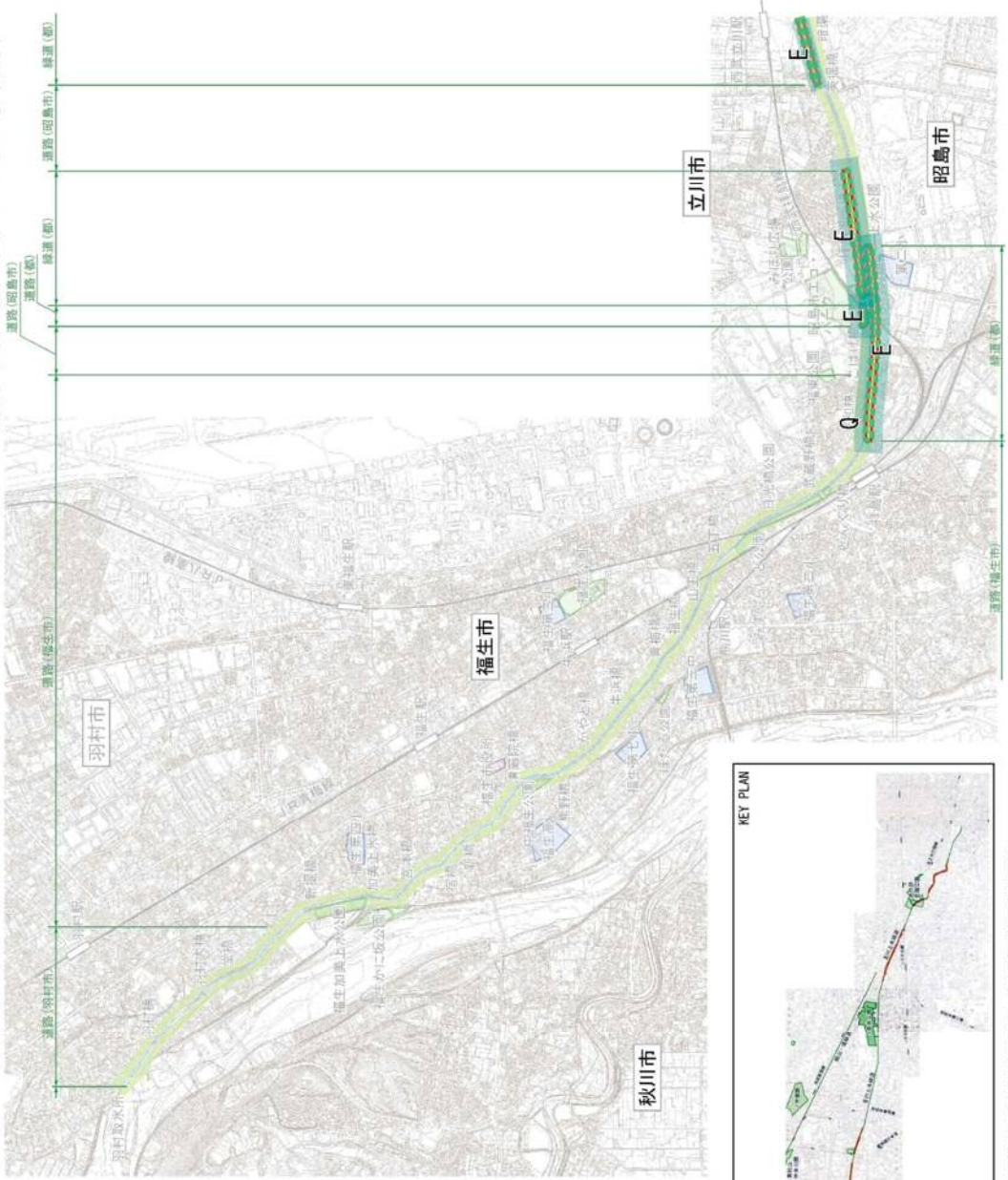
- ・民有地等や公道に接する緑道の外縁部  
本緑道の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

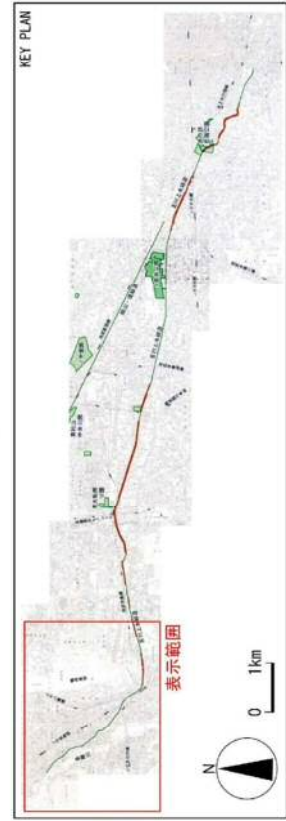
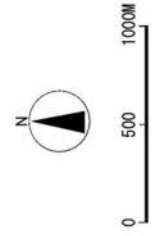
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。  
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

# ゾーン別基本方針図(1) 玉川上水緑道

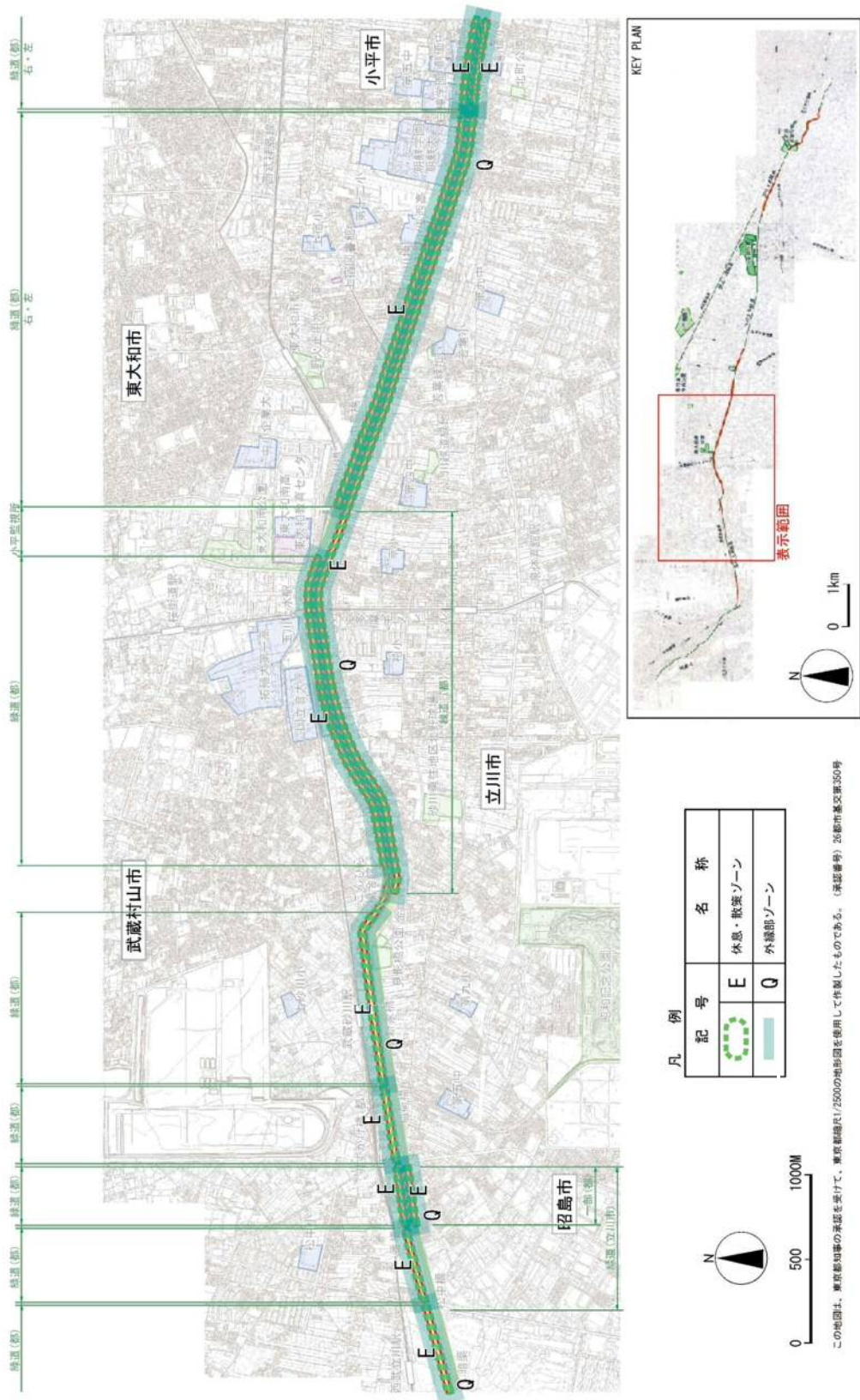


凡例	記号	名称
	E	休息・散策ゾーン
	Q	外縁部ゾーン

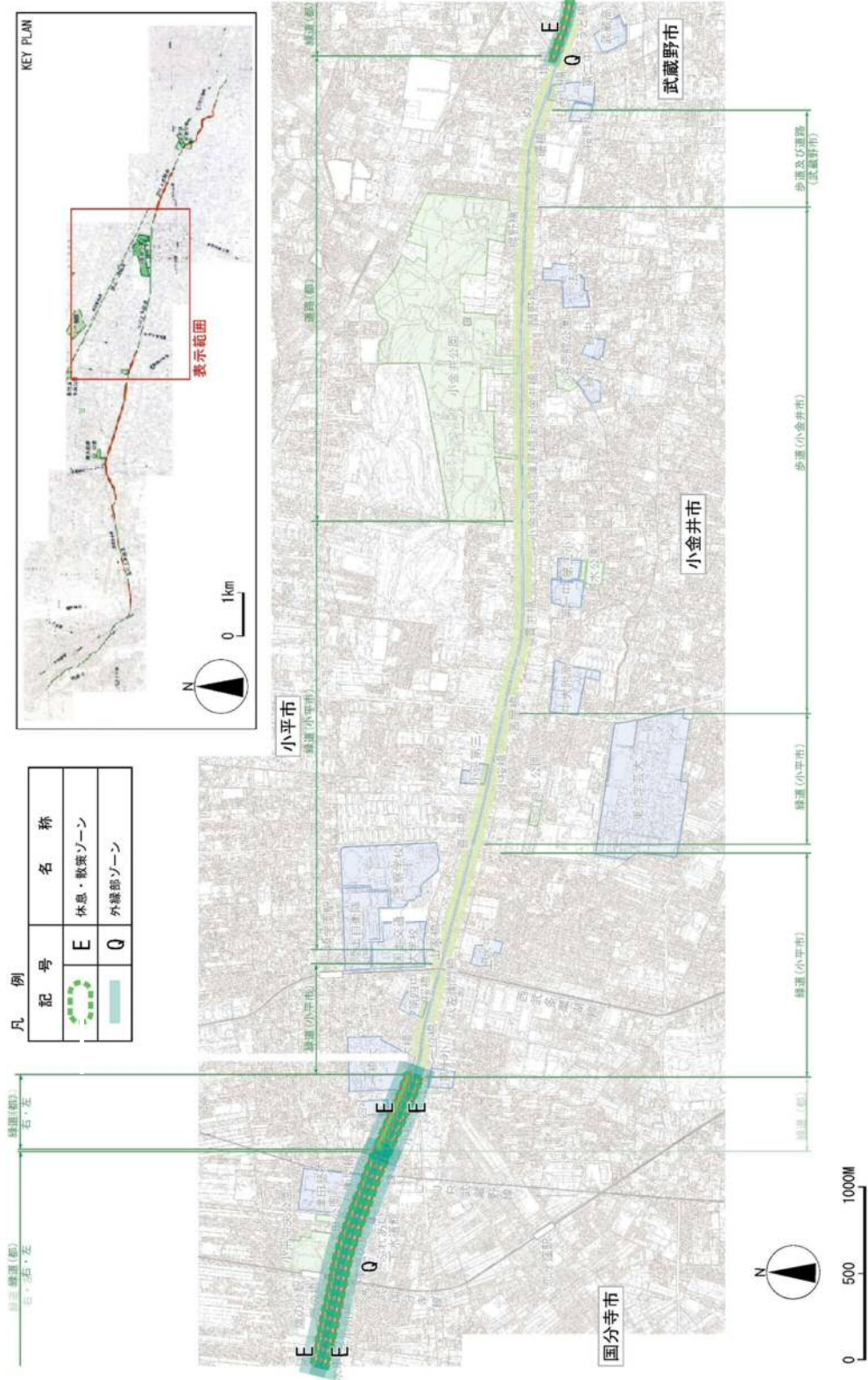


この地図は、東京都同様の承認を受けて、東京都緑区/2500の地図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都同基交第300号

# ゾーン別基本方針図(2) 玉川上水緑道

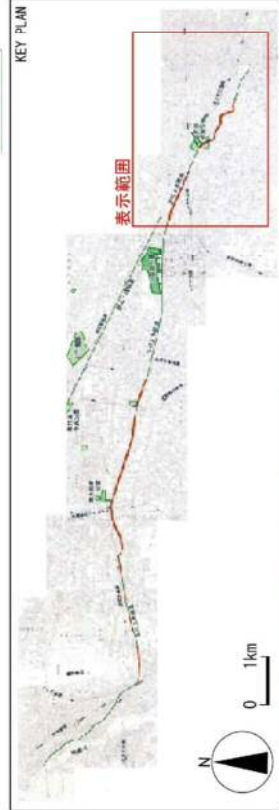
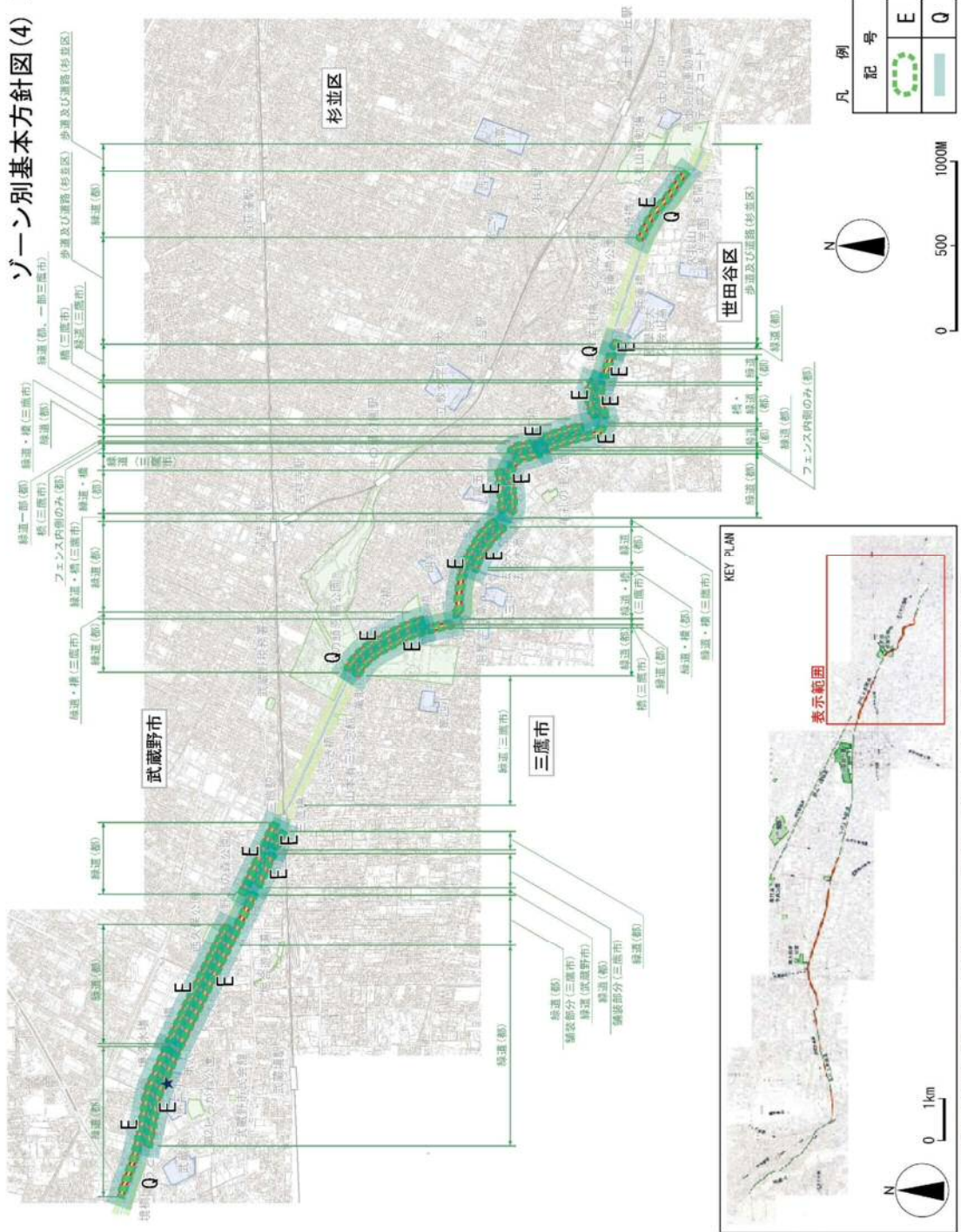


ゾーン別基本方針図(3) 玉川上水緑道



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を利用して作成したものである。(採録番号) 26都中農交第350号

# ゾーン別基本方針図(4) 玉川上水緑道



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都議定1/2000の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都市基文第350号

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

### 2) 本公園の維持管理における留意事項

#### ①植物の維持管理

緑道の自然環境の保全や安全を確保するため、樹木の維持管理を計画的に行う。

特に園路や周辺の樹木については、適宜剪定等を行う。また、交差点部分の視距を確保するため、定期的に点検し、必要に応じて支障枝の除去等を行う。

#### ②施設の維持管理

緑道の入口付近は、段差解消や車止めの位置の改善等を図り、安全を確保する。なお、掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財関連の手続き等により適切に行う。

#### ③道路と重複する部分の管理

道路と重複する区域については、別途、道路管理者と交わされた基本協定に基づいて行う。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①隣接する公園緑地等と連携した緑道

玉川上水の史跡区域は水道局が「史跡玉川上水整備活用計画」を作成し、整備活用事業を行っており、連携を図りながら、効果的な管理運営を行っていく。

##### ②都民や関係機関との連携

玉川上水に関する都民や各種団体、東京都水道局や環境局、教育庁等の関係機関との連携により、玉川上水の適切な管理を行うとともに、玉川上水の歴史や自然を活かした取組を行うなどにより、利用促進を図る。



## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

### 3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

### 1) 優先整備区域「事業促進区域」：32,800㎡

杉並区久我山一・二・三丁目

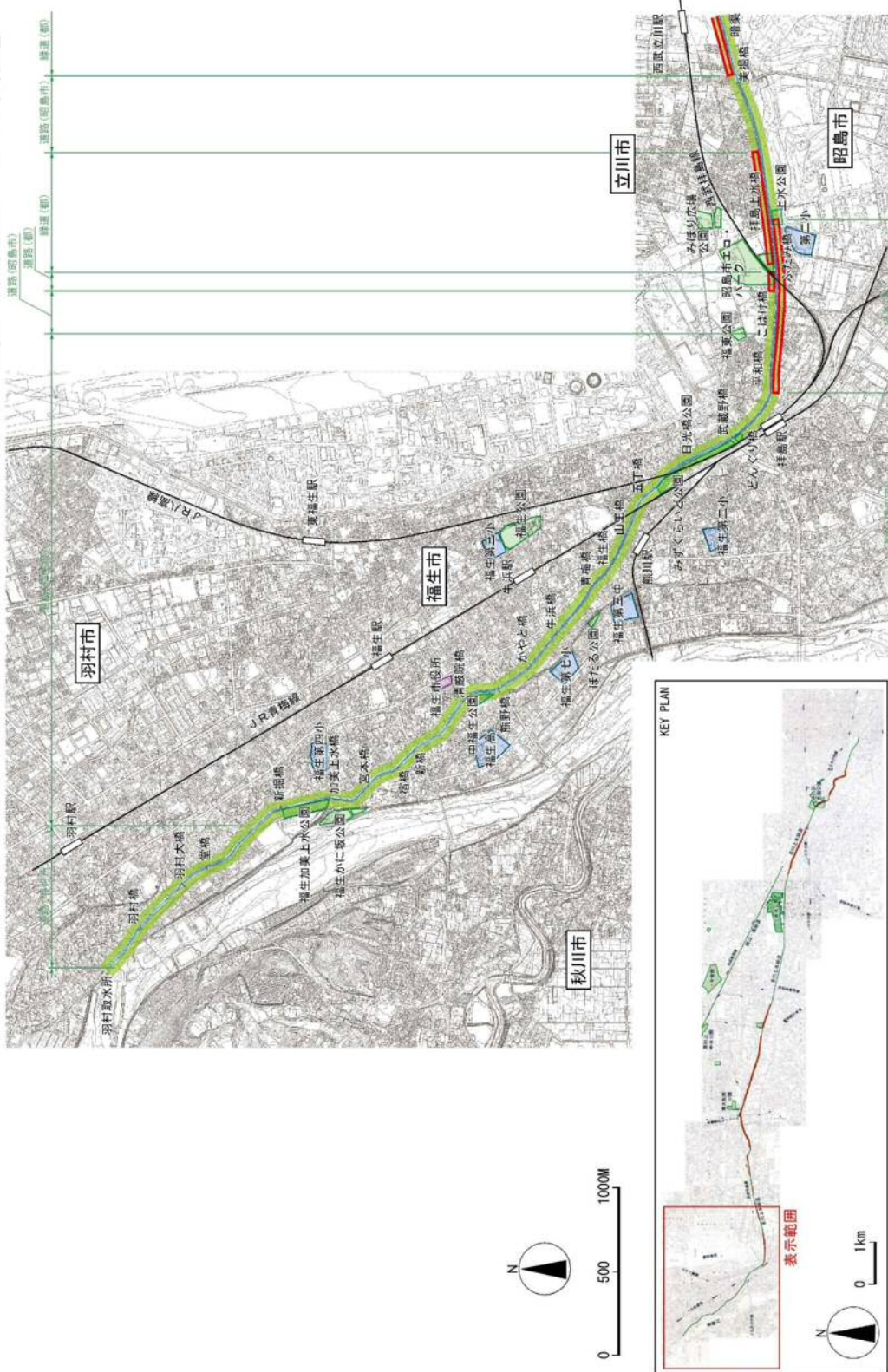
### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

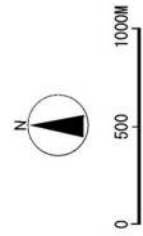
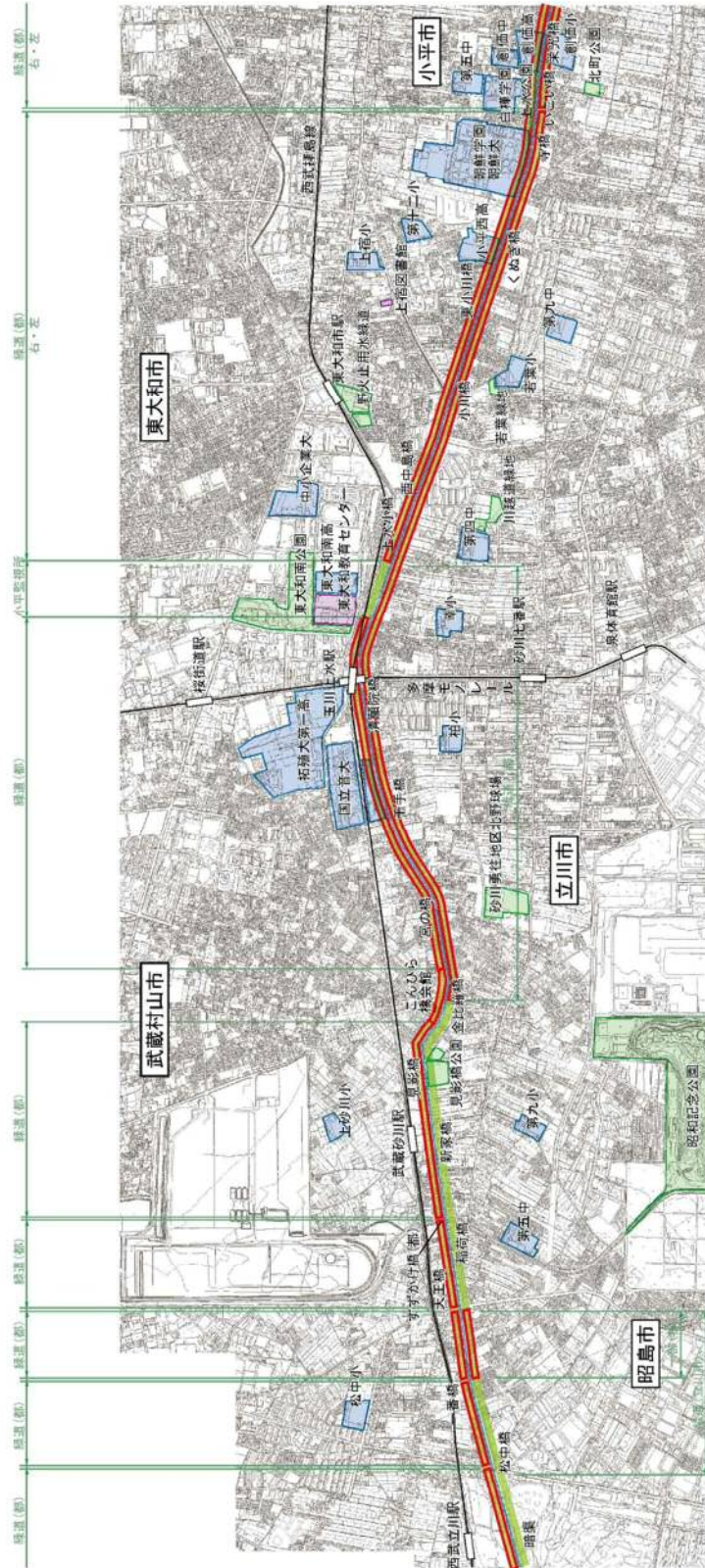
# IV 図面・写真

現況平面図(1) 玉川上水緑道



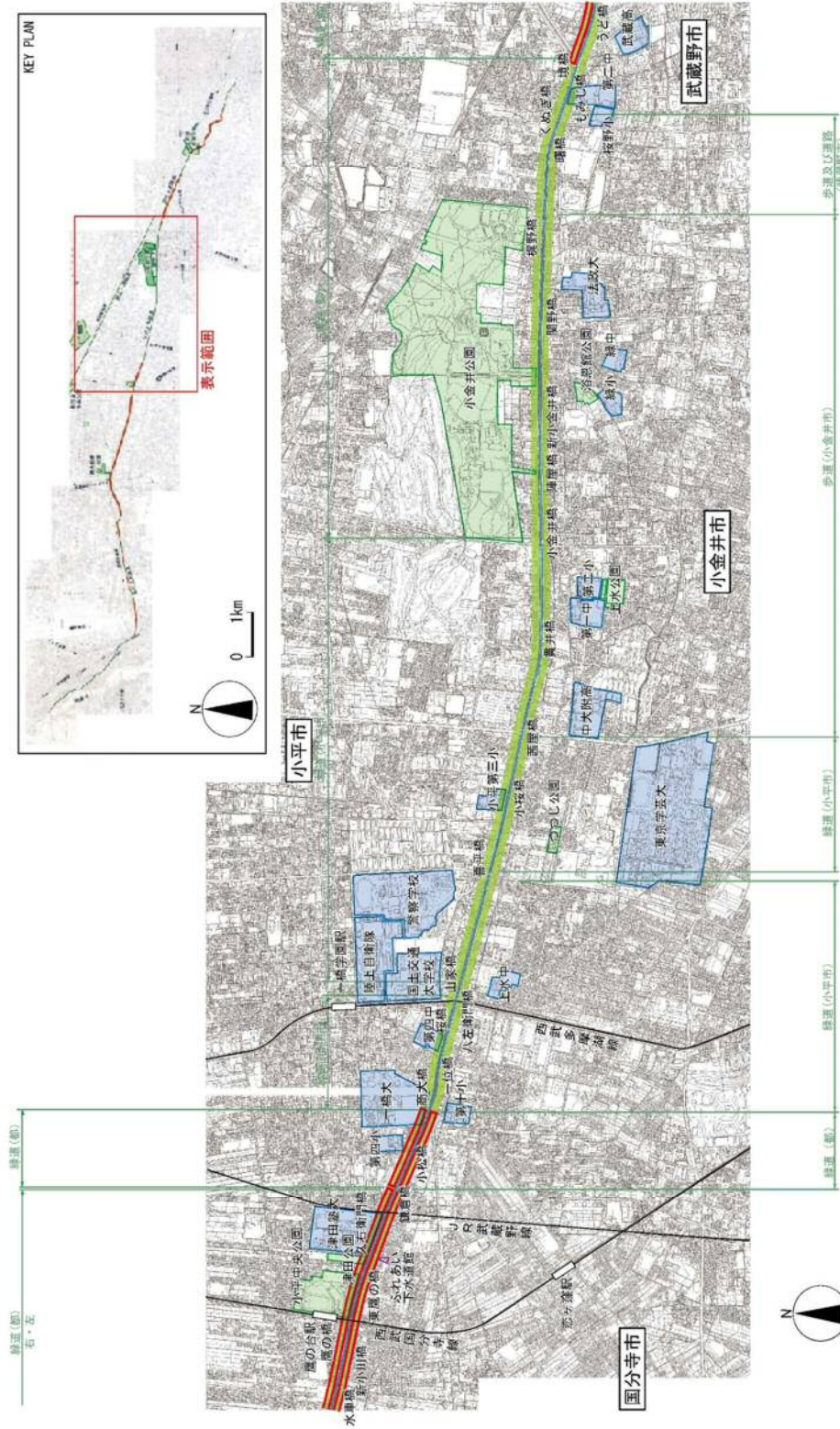
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京副都心/2500の地図図を使用して作成したものである。(承認番号) 20都市基文案3504号

現況平面図2) 玉川上水緑道

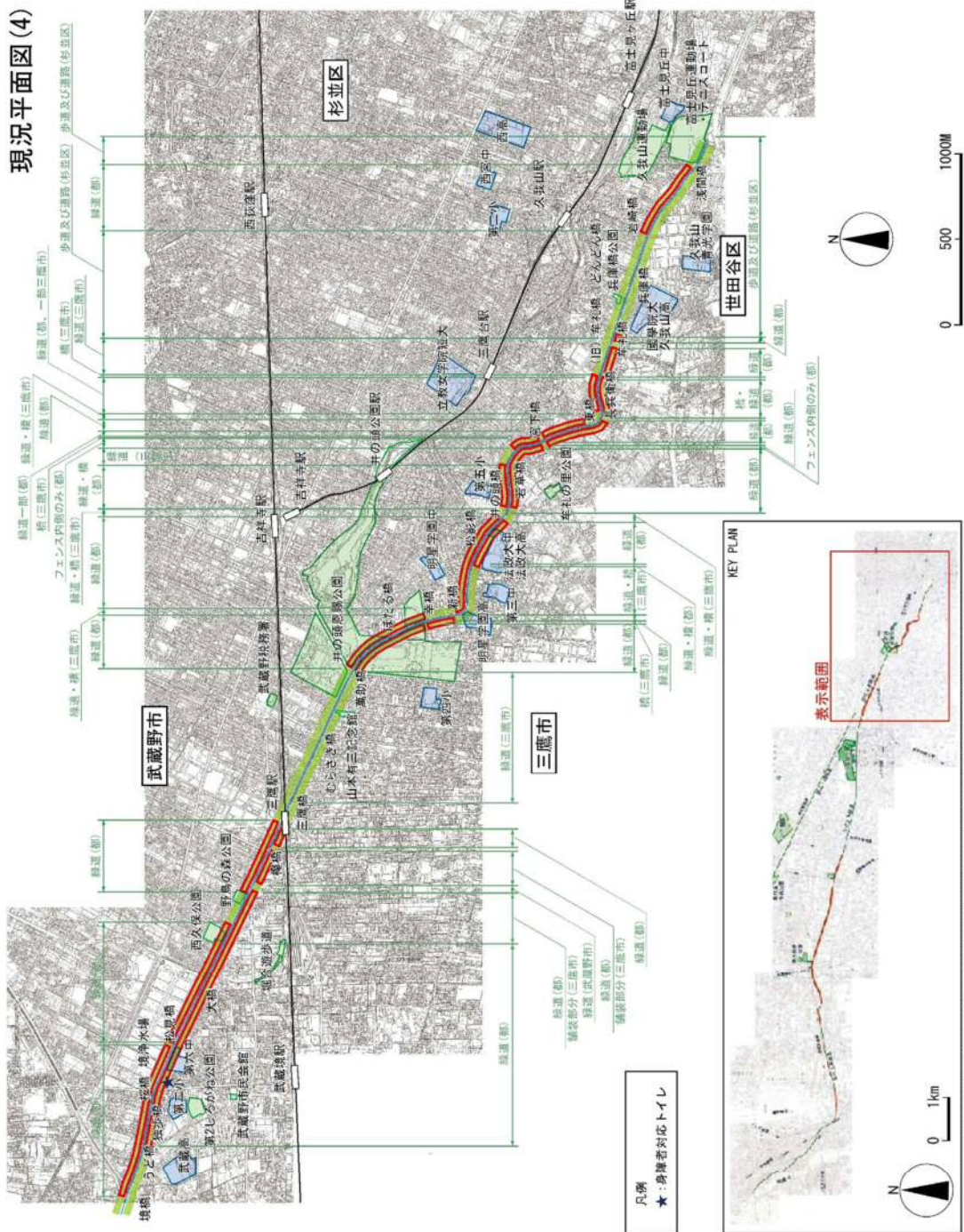


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都調図2/2500の地図図を使用しして作製したものである。(承認番号) 26都市家文第350号

現況平面図(3) 玉川上水緑道

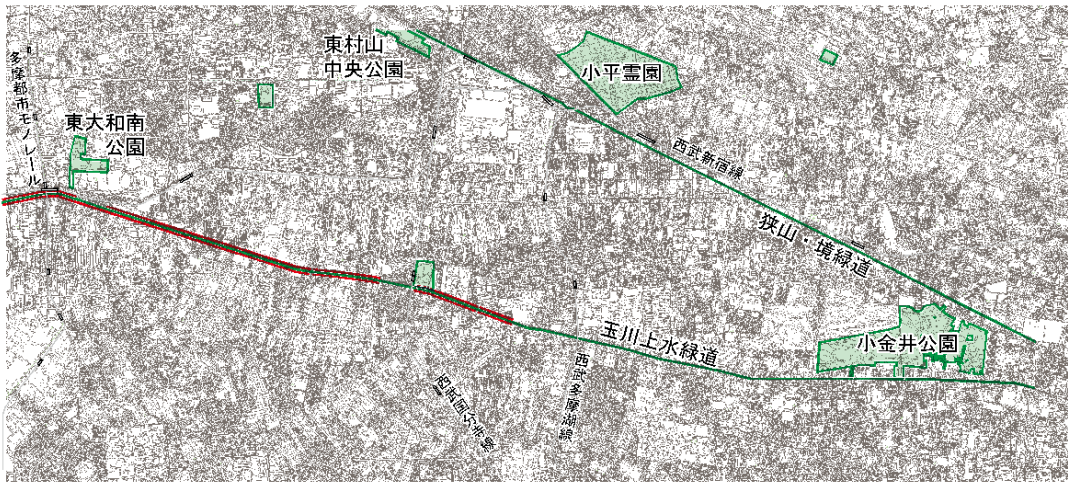


現況平面図(4) 玉川上水緑道



周辺土地利用図（地図）

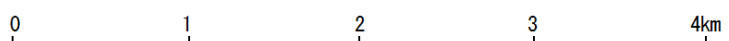
玉川上水緑道



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域

- : 高速道路
- : 鉄道





玉川上水緑道の現況写真 【平成 26 年 12 月撮影】

① 拝島駅 平和橋付近（南側右岸）



⑤ 玉川上水駅付近（北側左岸）



② 西武立川駅付近暗渠上部（北側左岸）



⑥ 鷹の台駅付近（南側右岸）



③ 武蔵砂川駅付近（北側左岸）



⑦ 鷹の台駅付近（北側左岸）



④ 玉川上水駅付近（南側右岸）



⑧ 井の頭公園内（南側右岸）



## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

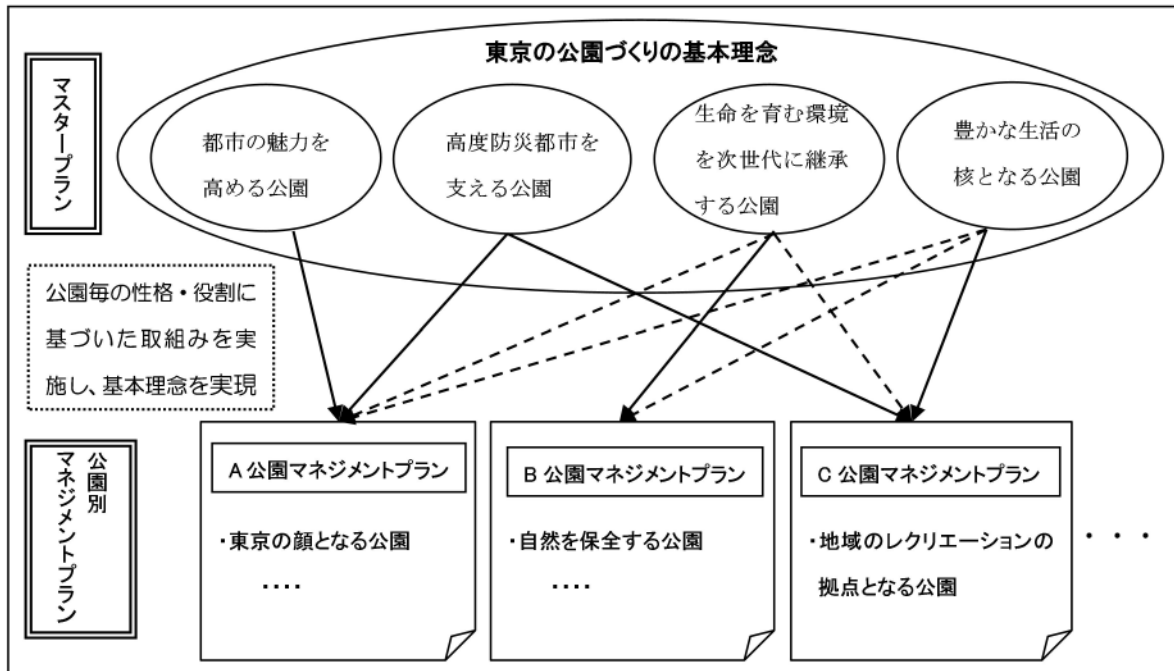
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、玉川上水緑道が担うことになるプログラムには◎を、玉川上水緑道が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○ ○		

基本理念	プロジェクト		プログラム		
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実	◎	
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進	◎	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実		
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	○	
	基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
				ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○	
プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
	(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○		
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



## 資料2 玉川上水緑道に関する資料

### (1) 公園の沿革

昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定。(24.67ha)
昭和 47 年 1972 年	「中期計画」において、緑道の建設について都市緑化の一項目として位置づけ。
昭和 54 年 9 月 1979 年	小平市の玉川上水遊歩道の該当設置に関する請願、趣旨採択。
昭和 56 年 6 月 1981 年	東京都告示第 612 号により、開園。(6.4ha)
昭和 61 年 8 月 1986 年	清流復活事業により、小平監視所から下流に下水の高度処理水を放流。
平成 4 年度 1992 年度	宮下橋下流に緑道に沿って約 0.2ha の広場を整備。
平成 5 年 4 月 1993 年	東京都告示第 463 号により、都市計画変更。(9.5ha)
平成 7 年 4 月 1995 年	福生市告示第 37 号により、都市計画変更。(2.1ha)
平成 16 年 5 月 2004 年	東京都告示第 868 号により、都市計画変更。(17.4ha)
平成 26 年 3 月 2014 年	東京都告示第 269 号により、都市計画変更。(17.8ha)

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・本緑道は、既成市街地に残された帯状の緑地帯である。
- ・本緑道の現況は、玉川上水沿いの平たん地に整備された遊歩道であり、表面はほとんどが土舗装である。遊歩道わきにはクヌギ・コナラ、サクラ等が植栽されている。
- ・昭和 61 年 8 月の東京都による清流復活事業により、小平監視所から下流に下水の高度処理水を放流することになり、玉川上水の流れが復活した。

#### 2) 社会的環境

- ・本緑道沿いには小中学校および高校、大学等が多く立地している。
- ・本緑道沿いには都市計画高井戸公園（未整備）が計画決定されている。
- ・本緑道沿いには小金井公園、井の頭恩賜公園などの公園緑地があり、緑道の緑とともに良好な自然環境をつくりだしている。また、緑道に交差する道路には、街路樹等も植栽されており、緑を結ぶネットワークが形成されている。
- ・J R 中央線・青梅線、西武国分寺線・拝島線、多摩都市モノレール、幹線道路などが交差・平行している。
- ・本緑道の周辺には、三鷹市に神田上水水源碑、武蔵野市に国木田独歩詩碑、小金井市に名勝「小金井（サクラ）」、天然記念物のマツ、桜提、小平市に小平水衛所、野火止用水などの史跡が点在している。
- ・本緑道の沿道は、住宅地を中心に、様々な土地利用がなされており、都心部に近づくほど高密度な土地利用がなされている。

### (3) 園内のトピックス

#### ①樹木

玉川上水は飲料水として用いられていたもので、水の清浄と美観を保つため兩岸にはマツやスギが植えられていた。今も武蔵野の面影をとどめるように、上流にはクヌギ、コナラ、マツ、そして下流にはシデ、エゴノキなどの鬱蒼とした林がつづく。また、途中の小金井市や三鷹市あたりでは、サクラやケヤキが多く見られる。

#### ②史跡

玉川上水路は、1654年に完成して以来、江戸・東京市中へ上水を給水するための施設として重要な役割を果たしてきた。現在も上流部は東村山浄水場及び小作浄水場に水道原水を導水する施設として都民生活を支えている。小平監視所から下流は上水路としての機能は失ったものの、昭和61年8月、中流部（小平監視所から杉並区浅間橋）は清流復活事業によって下水の高度処理水が通水され、流れが復活した。また中流部沿いには江戸時代から花見の名称となっていた名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木があり、多くの人々に親しまれる憩いの場となっている。

玉川上水は、それ自体、江戸時代の土木事業を今に伝える史跡である。上平成15年には、国の史跡として玉川上水（緑道部分含まず）が指定された。

### (4) 利用状況等データ

#### 1) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	0	0	0	0	0
映画等の撮影	1	3	2	0	0
その他	0	2	0	3	0

#### 2) 主な催し物（平成25年度実施分）

##### ・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
自主事業	1	犬のマナーアップキャンペーン	5月/11月	—